

入札説明書

1 公告日 令和8年2月10日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用児童賃貸借契約（軽自動車 1台）
- (2) 契約方法 一般競争入札とする。
- (3) 履行場所 沖縄県中央児童相談所八重山分室（沖縄県石垣市真栄里438-1）
- (4) 契約期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間の長期継続契約）
- (5) その他 この通知は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものとし、県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。
また、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る当初予算について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。

3 入札方法等

- (1) 入札書の様式は、第6号様式に定める。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、委任状（第8号様式）を持参すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）」第100条により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各項のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は

一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行したものがある場合。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の物から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重大な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を出した者で、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格で入札した者が 2 者以上いる場合は、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約ができるものとする。

7 入札の日時及び場所、入札書の提出方法

入札書は持参により提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。

- (1) 入札日時：令和 8 年 2 月 26 日（木）午前 11 時
- (2) 入札場所：沖縄県中央児童相談所 多目的ホール

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

9 参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申し立て）

参加資格がないと認められた者は、入札担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

- (1) 苦情申立ての提出について
 - ア 提出期限 通知が行われた日の翌日とする。
 - イ 提出場所 沖縄県中央児童相談所（担当：総務班 竹内 比嘉）
 - ウ 提出方法 書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出すること。
電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
- (2) 回答・説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日に説明を求めた者に対して入札担当者から書面をもって回答する。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

11 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

12 その他留意事項

- (1) 本入札における契約は、「沖縄県長期継続契約締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除となる。
- (2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の作成に関する

費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された確認申請書は返却しない。なお、提出された確認申請書は内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された確認申請書は公開しない。
- (5) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。